

# 公立大学法人横浜市立大学授業開放実施要綱

制 定 令和 2 年 9 月 1 日

## (趣旨)

第1条 この要綱は公立大学法人横浜市立大学学則第53条第1項に規定する生涯学習講座の一形式として、横浜市立大学（以下「本学」という。）が開設する授業を、横浜市民をはじめとする地域住民等（以下「市民等」という。）に開放すること（以下「授業開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 授業開放は、本学の授業を市民等に公開し、「エクステンション講座」として生涯学習の機会を提供することで、本学教員の知を地域社会に還元するとともに、本学と地域社会との連携を深めることを目的とする。

## (開放する科目)

第3条 授業開放に係る授業科目および講義（以下「授業科目等」という。）は、担当教員の届出とともに、学期ごとに学部教授会または共通教養運営会議の審議を経た上で、地域貢献センターが定めるものとする。

## (単位)

第4条 授業の理解度を確認する試験類は課さず、授業科目等の受講による単位の認定は行わない。

## (定員)

第5条 定員は、授業に支障のない範囲で、授業科目等の担当教員（以下「授業開放担当教員」という。）が定める。

## (受講料等)

第6条 授業開放に係る受講料については、公立大学法人横浜市立大学エクステンション講座の受講料に関する規程を適用する。

2 授業科目等の受講にあたり、実験、実習、テキスト代並びにその他の費用が発生する場合については、受講生の負担とする。

## (受講申込等)

第7条 授業科目等の受講を希望する市民は、地域貢献センターの募集に応じて申し込みなければならない。

2 受講生の決定は、定員に応じて地域貢献センター長が行う。

## (受講の取消)

第8条 受講の取消は、次の各号に該当する場合に、地域貢献センター長が行う。

- (1) 受講者が授業科目等を受講するにあたり、授業開放担当教員または本学の関係者の指示に従わず、本学が行う教育および研究に支障を生じさせた場合。
- (2) その他地域貢献センター長が必要と認めた場合。

(損害賠償)

第9条 授業開放の受講生が故意または過失により本学の施設、設備等を破損、滅失または汚損した場合は、速やかに届け出るとともに、これを現状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、地域貢献センター長が公立大学法人横浜市立大学地域貢献推進本部会議及び地域貢献運営委員会に諮り、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。